

(様式第1号)

平成25年度 第61回 芦屋市建築審査会 会議録

日 時	平成25年12月5日(木) 10:00~10:50
場 所	芦屋市役所 北館2階第2会議室
出席者	会 長 辻井 一成 会長代理 堀家 正則 委 員 倉橋 隆明 委 員 安元 兆 委 員 常城 晋治 欠席委員 石川 永子 欠席委員 趙 玫姪 事 務 局 森本 勝則 尾高 尚純 五島 慶太
事 務 局	建築指導課
会議の公開	■ 公 開
傍聴者数	0 人

1 会議次第

(1) 議題

第1号議案 道路に接しない敷地内に一戸建ての住宅を新築する件
(打出小槌町)

第2号議案 第1種低層住居専用地域内における建築物の高さ及び日影
による中高層の建築物の高さの制限に適合しない建築物の
敷地内の増築計画を変更する件(山手町)

(2) その他

全国建築審査会長会議の報告について

兵庫県内建築審査会長会議の報告について

次回の建築審査会について

2 提出資料

第61回建築審査会資料

3 審議経過

開会

(1) 第1号議案

議 題：道路に接しない敷地内に一戸建ての住宅を新築する件(打出小槌町)
(事務局から審査会資料(付近見取図, 配置図, 平面図等)を用いて計画の概略の説明を行った。)

辻井会長：事務局の説明に対して質疑はありますか。

堀家委員：本件は、以前の建物と同一申請者による建て替え計画ですか。

五島 　　：同一申請者でなく、親族の方が申請者となっております。

森本課長：現在は空地となっておりますが、阪神大震災前までは親族の住宅が建っていたと聞いております。

辻井会長：通路部分の所有権者について確認したい。

五島 　　：通路部分の3分の2は南側土地所有者が所有し、残りの3分の1は西側土地所有者が所有しております。

堀家委員：消防部局の同意は得られているが、消防活動上問題ないのか。

森本課長：梯子を持って侵入できる通路幅があれば、消防活動上問題ないと聞いております。

常城委員：位置指定道路の基準でも延長 35m以下と規定されていることから鑑みると、本件通路延長距離についてはぎりぎり限度内と考える。

森本課長：本件は2階建ての戸建て住宅であり、敷地内に一定の空地を確保するなど計画に配慮をしております。

堀家委員：塀の撤去が行われることを確認する必要はないのか。

森本課長：塀の撤去を確認した後に許可書の発行を行う予定です。

常城委員：通路部分の植栽は撤去しないのか。

尾高係長：可能な限り撤去するよう指導しております。

辻井会長：本件について、同意すると決定してよろしいか。

全委員 　：異議なし。

(2) 第2号議案

議 題：第1種低層住居専用地域内における建築物の高さ及び日影による中高層の建築物の高さの制限に適合しない建築物の敷地内の増築計画を変更する件（山手町）

（事務局から審査会資料（付近見取図，配置図，平面図等）を用いて計画の概略の説明を行った。）

常城委員：高さの変更が行われるため建築審査会に諮問したと思われるが，間取り変更のみの場合はどのように考えているか。

尾高係長：建築計画に対する許可であり，建築計画が変更となる場合は許可が必要で建築審査会にも諮問させて頂くことになります。

辻井会長：本件について，同意すると決定してよろしいか。

全委員：異議なし。

議 決 事 項

第1号議案 ー 同意する。

第2号議案 ー 同意する。

(3) その他

全国建築審査会長会議の報告について

- ・辻井会長より会議報告を行なった。

兵庫県内建築審査会長会議の報告について

- ・事務局より会議報告を行なった。

次回の建築審査会について

- ・平成26年3月頃開催予定。

閉会

以 上